

# 會 報

第 54 号



公益社団法人 神戸海難防止研究会

THE KOBE MARINE CASUALTY PREVENTION INSTITUTE

表紙写真

高 知 港

(提供:高知県土木部港湾・海岸課)

# 目 次

## 第119回 月例会概要

- (1) 事業経過報告等…………… 1
- (2) 講演 「海を取り巻く協同組合」
  - ーなぜ漁業（一次産業）は協同組合になったのかー
  - 関西ねじ協同組合
  - 理事兼事務局長 兒玉 光剛 氏
  - （前大阪府漁業協同組合連合会専務理事）

## 第120回 月例会概要

- (1) 事業経過報告等…………… 6
- (2) 講演 「アンモニア燃料船開発と運航の取り組みについて」
  - 日本郵船株式会社
  - 海務グループ調査役 高森 直人 氏
  - 技術開発グループ アンモニア技術チーム長 砂田 知範 氏

## 事 業 報 告

- LNGバンカリング事業に係る航行安全対策検討調査（和歌山地区）第1回委員会…………… 19
- 大阪港新島周辺海域の新たな船舶交通環境構築に関する調査研究第1回委員会…………… 22
- 南海トラフ地震臨時情報発表時における対応状況の検証と課題に関する調査研究第1回委員会…………… 25
- 令和7年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン実施結果について（報告） …… 28

## 会 務 報 告

- 第120回業務運営会議…………… 69
- 第121回業務運営会議…………… 70

## 船舶交通随感

- 第26回 洋上風力発電に関する一考…………… 71

事務日誌抄..... 73

お知らせ..... 74

- ・会員名簿の訂正について
- ・事務所移転

## 第119回 月例会 概要

- 1 日 時 令和7年7月30日(水)15:00～16:10
- 2 場 所 神戸市中央区文化センター10階 1001-1002会議室
- 3 出 席 者 28名
- 4 概 要

(1) 事業経過報告等

奥原専務理事から事業報告及び会務報告が行われた。

(2) 講演

関西ねじ協同組合 理事兼事務局長 児玉 光剛 氏（前大阪府漁業協同組合連合会 専務理事）により「海を取り巻く協同組合 —なぜ漁業（一次産業）は協同組合になったのか—」と題し、講演が行われた。

海を取り巻く協同組合

—なぜ漁業（一次産業）は協同組合になったのか—

講師 関西ねじ協同組合

理事兼事務局長

児玉 光剛 氏

### 漁業の法制度の歴史

**奈良時代** 山川藪沢(さんせんそうたく)の法理  
 「山川藪沢の利は公私共にする」(養老律令雑令:757年)  
 ⇒食料、水、燃料等の供給の場である山、森、川、海は皆が自由に用益せよ

➔

**鎌倉時代** 山川藪沢の法理がそのまま受け継がれる  
 「山林藪沢公私共に利す」(御成敗式目:1232年)

➔

**江戸時代** 磯は地付(じつき)、沖は入会(いりあい)

「磯元、船元が、数人〜数十人の漁師を使用する大規模な漁業が生産・沖合の漁業権利は領主・領民に上納金を取った上で、漁場専用利用権」

「山野海川入会」にみられる諸原則(律令要略:1741)  
 ・「村並(むらなみ)之獵場は、村境を沖へ見通、獵場之境たり」  
 ⇒村が並びあう漁場の境は村境を沖へ延長させた線  
 ・「磯獵は地付根付き次第也、沖は入会」  
 ⇒磯場の漁業は前面の村が利用、沖は近隣の村が入会い共用  
 ・「川は附寄(つきより)次第に随(したが)い、中央境たり」  
 ⇒川の漁業は付近の村が行う権利を持ち、対岸の村とは川の中央を境とする。

### 漁業制度(明治時代1)

江戸時代までの **漁場占有利用権・慣行** を継続  
 明治8年(1875)

太政官布告により、突然、江戸時代の漁場使用制度を解消！新制度に切替

**海面官有借区制度**

幕藩体制のもと、地域を統治する目的から、総百姓(船元、船民)に独立した漁場利用権を与えていた。

無秩序な漁場出願、網元等要力者の反発、漁業紛争の激化

明治9年(1876)  
 太政官布告改正、なるべく「従来の慣行」に従うよう指示、「海面借区制を事実上廃止！」

**漁業旧慣の再確認**

政府の曖昧な指導により漁業者の運動はさらに拡大

明治19年(1886)  
**漁業組合準則 制定**

政府は「漁業組合」を漁場入会団体=自治的「漁場取締団体」として公認

漁業組合の誕生！

### 海を取り巻く協同組合

—なぜ漁業は（一次産業）は協同組合になったのか—

関西ねじ協同組合 理事兼事務局長 児玉 光剛  
 (前 大阪府漁業協同組合連合会 専務理事)

### 江戸時代の漁業制度(漁場管理)の概念図

資料: 金田禎之「漁業法のここが知りたい」(成山堂書店)に基づき編集

## 漁業制度（明治時代2）

政府は取まらないう漁場紛争の防止、漁業資源の保護のための法制度を整備

明治34年(1901): 我が国初の漁業法の制定  
 従来の「慣行」が「漁業権」という形で権利化される。  
 慣行に基づく漁業権の法的曖昧さ、実情に合わない点が多く、直ちに改正協議

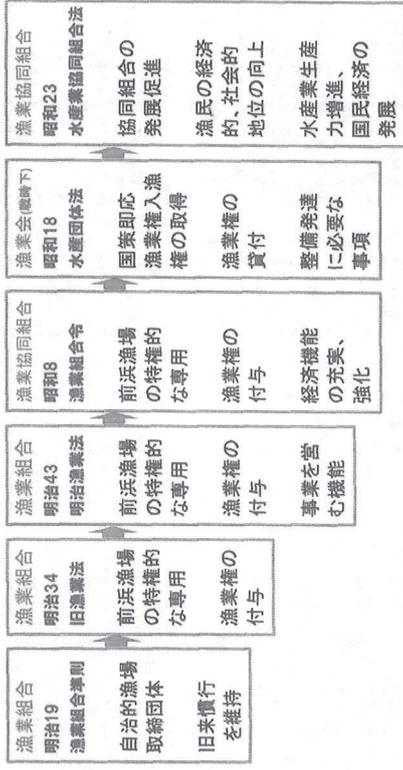
明治43年(1910): 旧漁業法の全面改正

- ・沿岸漁業秩序を規制する「漁業権制度」(旧漁業法の踏襲)が制定
- ・「漁業組合制度」の拡充
- ・沖合遠洋漁業秩序を規制する「漁業許可制度」のスタート
- ・資源保護のための「漁業取締制度」のスタート

漁業権 ①物権とみなし、土地に関する規定を準用(見なし物権) 消失する限は漁業権の対象  
 ②相当権の成立を認める(財産権)

漁業組合制度 ①漁業権の管理、取締り団体  
 ②経済活動を公認(共同販売、購買事業等)

## 組合の変遷

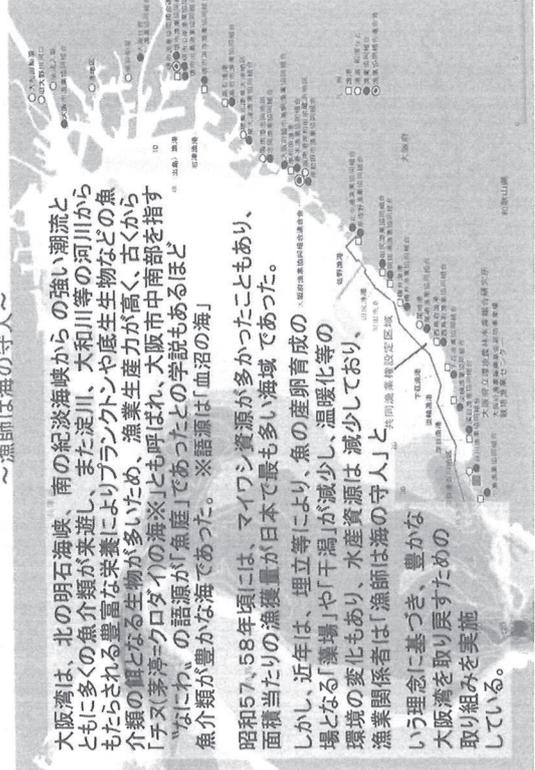


## 漁業協同組合とは

- 水産業協同組合法(昭和23年)に基づき、漁業者により構成される協同組合
- 漁協事業
  - 水産動植物の「資源管理事業」「増殖事業」
  - 組合員の経営や技術に関する「指導事業」
  - 資金の貸付け、貯金などの「信用事業」
  - 漁業に必要な漁網、燃料等の物資を供給する「購買事業」
  - 漁獲物の「加工事業」「製氷・冷蔵事業」「販売事業」
  - 漁具倉庫、冷蔵庫等の「共同利用施設整備事業」
  - 施設、漁業権漁場等の「共同利用事業」
  - 漁場改善や漁場の適正利用を行う「漁場管理事業」「漁場利用事業」
  - 組合員への共済、漁船保険への加入手続き、あっせんを行う「共済事業」
- 組合員資格
  - 「正組合員」①組合の地区内に住所を有し、かつ年間90日から120日までの間で漁協の内水面(河川湖沼)漁協は30日から90日までの間
  - ②漁業生産組合(養殖業等)
  - ③中小規模の漁業法人(従業者数300人以下、漁船合計トン数1,500~3,000トン以下で定款で設定)
  - 「准組合員」①正組合員以外の漁民(地区外に住所がある。地区内に住所があるが従事日数が足りない。)
  - ②正組合員と同世帯の者
  - ③組合地区内の水産加工業者、遊漁船業者(釣り船)

## 大阪府の漁業関係者による環境への取り組み

～漁師は海の守人～

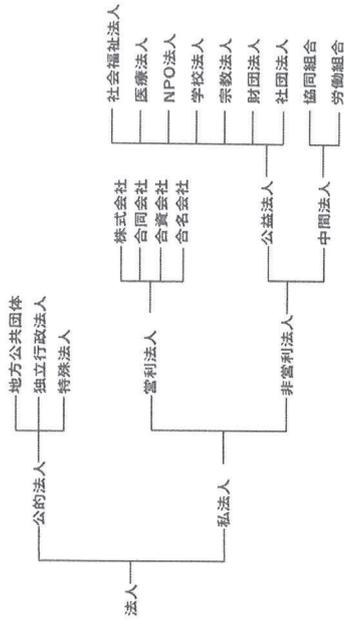


大阪湾は、北の明石海峡、南の紀淡海峡からの強い潮流とともに多くの魚介類が来遊し、また淀川、大和川等の河川からもたらされる豊富な栄養によりプランクトンや底生生物などの魚介類の餌となる生物が多いため、漁業生産力が高く、古くから「チヌ(芽浮-クロダイ)の海※」とも呼ばれ、大阪市中南部を指すなにより、の語源が「魚陸」であったとの学説もあるほど魚介類が豊かな海であった。 ※語源は「血沼の海」

昭和57、58年頃には、マイワシ資源が多かったこともあり、面積当たりの漁獲量が日本でも多い海域であった。

しかし、近年は、埋立等により、魚の産卵育成の環境の悪化もあり、水産資源は減少しており、漁業関係者は「漁師は海の守人」という理念に基づき、豊かな大阪湾を取り戻すための取り組みを実施している。

## 法人の種類



## 法人の種類

- 地方公共団体：地方の行政を担う自治体
- 独立行政法人：特定の行政業務を独立して行う法人
- 特例法人：特別法で設立された公的な役割を持つ法人
- 特許法人：特許を行使して資金を調達する営利法人
- 合同会社：出資者全員が有限責任を負う法人
- 合資会社：無限責任社員と有限責任社員がいる法人
- 合名会社：出資者全員が無限責任を負う法人
- 社会福祉法人：福祉事業を行う非営利法人
- 医療法人：医療や介護を担う法人
- NPO法人：社会的課題解決のための非営利団体
- 学校法人：教育機関の運営を行う法人
- 宗教法人：宗教活動を行う非営利法人
- 財団法人：財金などで運営される公益性の高い法人
- 社団法人：特定の目的のために人が集まって運営する法人
- 協同組合：組合員の利益を共有するための組織
- 労働組合：労働者の権利保護と労働条件改善を目的とする組織

## 協同組合とは

共通の目的のために個人あるいは中小企業者や非営利組織が集まり、組合員として協同組合を設立して共同で事業活動を行うことによって協同組合を構成する。協同組合は、協同組合員が互いに協同して事業活動を行うことを目的とする組織。

- 漁業、農業、森林協同組合（一次産業）
- 専業協同組合
- 消費生活協同組合
- 雇用協同組合
- など

出資金の額にかかわらず、組合員は1団体1票。組合員は出資者で、管理運営者、利用者である。剰余金が出れば組合員に還元可能。

## 団体の概要

名称	関西にし協同組合	URL	https://www.kansuinnj.com/
設立年月日	平成14年10月	理事長	池田 倫克
代表役員	池田 倫克	専務理事	1名
目的	協同組合員相互協力の推進のもと、共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的向上を図ることを目的とする	常務理事	1名
予算規模 (00千円)	約2500万円/年	監事	18名 (上記以外を除く)
活動領域	大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、徳島県、高知県、香川県、岡山県、広島県及び宮崎県	専務理事	1名
役員構成	理事長 1名 専務理事 3名 常務理事 1名	監事	3名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国経営分野へ対応できるほどの製品開発、更なる品質向上への応援事業</li> <li>○ 組合員、賛助会員の交流の中から自身の活動を開始する事業</li> <li>○ 県外を中核と据え据えとして収入、情報収集、現地出張を行う事業</li> <li>○ ねの生産に特化する送達事業の福祉、モラル向上事業</li> <li>○ 活動全体を内外には広報、組合員全体で情報の共有化を図り、活動の発展推進の場の確保</li> </ul>	当協同組合の概要 (特色・期間点等)	

## 港湾区域内における漁業活動について

港閉法 船舶交通の妨げとなる虞のある港内の場所においては、みだりに漁を行うことはできない。

漁業法 漁業法は、指定された区域

許可漁業は、原則、大府内地域漁業(区域指定のものもある)

大府内地域漁業は、漁業法、漁業法を除外しない。

漁業法第37条第2項

この法の法は主に漁業に関するもので、港閉と重複するエリアもあ

ります。

特定漁業(例)重要漁業や地方港湾内でも、漁業法を制定して漁業

活動を行うことが出来ます。

地方自治体や港管理者が指定する「港閉計画」内で、漁業開

理(漁業許可制度、漁業法)が明確に位置づけられるこ

港閉法 第2条、第37条

港閉とは、船舶の運送、荷役その他の船舶の運送に関する活

動を有する水域およびこれに接続する土地をいう。

港閉は貨物輸送や漁業利用だけでなく、漁業や遊覧などの幅広い開

港閉の目的のために利用される施設であり、漁業もこれに含まれる。

港閉の管理は、港閉の効率的運営と公正な利用を図る義務を負

い、漁業を含む港閉利用者に対する配慮も行うことが求められます。

港閉法第37条第2項

①港閉の利用は安全に著しく支障を与えないもの

を要するもの

である場合は、港閉管理者が条例で詳細を定めている

漁業法により許可されていること

である場合は、港閉管理者が条例で詳細を定めている

である場合は、港閉管理者が条例で詳細を定めている

である場合は、港閉管理者が条例で詳細を定めている

である場合は、港閉管理者が条例で詳細を定めている

である場合は、港閉管理者が条例で詳細を定めている

## 港湾施設の漁港的利用について

### 漁港施設の漁港的利用

本県の漁港は工業港などとして整備された港湾施設を、漁港としても利用する「漁港的利用」が、増えつつあります。

### 漁港区域(水域)占用

水域占用許可(漁港の漁港的利用に関する条例)

### 臨港地区(水域)と一体となって機能する陸域)

臨港地区は漁港、目的別に区域を指定する → 港計画

用地区分: 船渠用地、工業用地、漁港用地、雑地

運物貯留: 船渠区、工業港区、臨港区、マリーナ湾区、保安港区、

特別厚生港区

港湾区域の占用許可(水産物卸売市場及び水産物集積場)

大原府において漁港施設の漁港的利用が図られているのは

・ 港施設設置以前に漁業の拠点があった

・ 港湾の再開発等により、現施設に移転

港法施行令(政令)および港施設条例(各自自治体) 港法施行令第3条では、具体的な施設の種類の定められ、漁施設も該当します(例えば、漁仲運、荷ではき所など)。

多くの地方公共団体では、「港施設使用条例」により、漁協や漁業者が漁港施設を使用するための手続き等が設けられています。

また、漁港においても、港灣的な利用が近年行われています。

漁業の振興

泉佐野漁港(食品コンビナート地区)

国土交通省が決定する「港灣計画決定指針」においても、漁港機能や水産物流通施設を港灣計画に反映させるよう求められています。

## 第120回 月例会 概要

- 1 日 時 令和7年9月29日(月)15:00～16:00
- 2 場 所 神戸市中央区文化センター10階 1001-1002会議室
- 3 出 席 者 43名
- 4 概 要

(1) 事業経過報告等

奥原専務理事から事業報告及び会務報告が行われた。

(2) 講 演

日本郵船(株)海務グループ調査役 高森 直人 氏及び技術開発グループ アンモニア技術チーム長 砂田 知範氏により「アンモニア燃料船開発と運航の取り組みについて」と題し、講演が行われた。

アンモニア燃料船開発と運航の取り組みについて

講師 日本郵船(株) 海務グループ調査役 高森 直人 氏  
技術開発グループ アンモニア技術チーム長 砂田 知範 氏

日本郵船

目次

1. はじめに
2. 脱炭素の現状と日本郵船
3. 新燃料・代替燃料の特徴
4. アンモニア燃料船の位置づけ
5. 世界初の商用アンモニア燃料タグボート
6. タグボートから世界へ
7. アンモニア燃料船の課題解決
8. アンモニア燃料船が拓く人類の未来

2025年9月29日(月) 日本郵船株式会社 (LINKAGE)

神戸海難防止研究会 講演資料

アンモニア燃料船開発と運航の取り組みについて

2025年9月29日(月)  
日本郵船株式会社  
技術開発グループ アンモニア技術チーム 砂田 知範  
海務グループ 高森 直人

日本郵船  
NYK GREEN EARTH

2025年9月29日(月) 日本郵船株式会社 (LINKAGE)

日本郵船  
NYK GREEN EARTH

会社概要

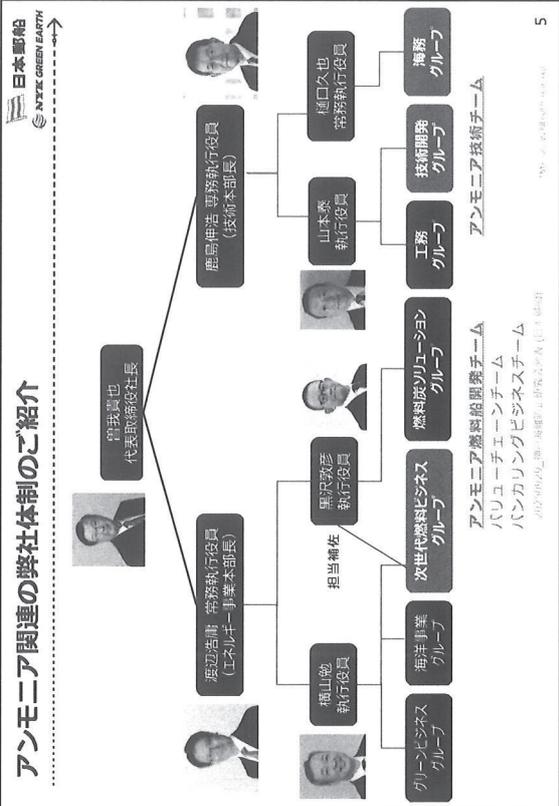
- 会社名 日本郵船株式会社 (NYK Line)
- 創立 1885年9月29日
- 事業内容 国際的な海上運送業を主とした総合物流事業及び客船事業、ターミナル関連事業、海運周辺事業、不動産業、その他の事業など。
- 資本金 1,443億円
- 従業員 ※2024年3月末時点 35,243名(連結)  
1,312名(単体)
- 売上高 ※23年度実績 2,397億円
- NYKグループ 船隊規模 ※24年3月末時点 824隻

2025年9月29日(月) 日本郵船株式会社 (LINKAGE)

1. はじめに

日本郵船  
NYK GREEN EARTH

2025年9月29日(月) 日本郵船株式会社 (LINKAGE)



### アンモニア技術チーム - 技術開発グループ

■ A-Tugサポート、および、AFMGCの計画建造担当チーム

- 計画 + 造船の役割を一気通貫で担う
- 搭載機器の開発と、標準化も推進

**鹿島 伸浩**  
技術本部長  
専務執行役員

**山本 泰**  
技術開発G  
推進部長  
執行役員

**加藤 淳**  
技術開発G  
推進部長  
執行役員

**技術開発グループ アンモニア技術チーム**

- アンモニア燃料船サポート
- アンモニア燃料MGCの企画・設計・建造・品質管理・工務管理・予算管理
- アンモニア燃料MGC搭載機器 (主機、輔機、AFSS、N2OJアーク等) 開発
- アンモニア燃料MGCの規格・標準化、NYK標準化 関係支援

**砂田 知聡**  
チーム長

2024年10月現在 | 2024年10月現在 | 2024年10月現在

## 2. 脱炭素の現状と日本郵船

2024年10月現在 | 2024年10月現在 | 2024年10月現在

### 気候変動の現状：「地球温暖化」から「地球脱炭化」の時代に

■ 大気中のCO2濃度と産業革命期 (1850-1900年平均) 以降の地球平均気温の推移

- 気候変動は、短期 (2021~2040年) のうちに1.5℃に達しつつあり、後戻りできない複数の危機を引き起こし、生態系及び人間に対してリスクをもたらす。

**大気中の二酸化炭素濃度の推移**

Carbon dioxide levels are higher than any time in the last 800,000 years

Atmospheric CO2 concentrations, parts per million

Current level → 420 ppm  
1950 level →  
最後の氷期気候 →  
14万年 前  
10,200年前 氷モロヒエンス期 →  
78万年 前

Source: NOAA/Berner et al., 2015

**年次平均気温の推移**

2024 set to be hottest year on record

Global average temperature by year, compared with the pre-industrial average, 1850-1900

2024 provisional estimate for 2024, based on January to October temperatures  
Source: ERA5, CSIRO/CHMIP

IPCCによると過去200万年で最高濃度  
資料出典: <https://www.bbc.com/news/science-environment-62612222> 最終アクセス2024年11月

2024年10月現在 | 2024年10月現在 | 2024年10月現在



日本郵船  
NYK Line

2023年9月1日現在 資料提供 研究開発部 日本郵船

### 3. 新燃料・代替燃料の特徴

日本郵船  
NYK Line

2023年9月1日現在 資料提供 研究開発部 日本郵船

### 船用新燃料の種類

■ Net Zero Emissions実現に向けた新燃料検討

従来燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重油</li> </ul>
トランジション燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LNG</li> <li>・LPG</li> <li>・メタノール (石油由来)</li> <li>・バイオ燃料</li> </ul>
ゼロエミ燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素</li> <li>・アンモニア</li> <li>・合成燃料 (e-Methanol, e-methane, BioMethan)</li> </ul>

日本郵船  
NYK Line

2023年9月1日現在 資料提供 研究開発部 日本郵船

### 船用新燃料アンモニアの特徴

■ アンモニアはどのように作られる？

アンモニア	メタノール	
<p>N<sub>2</sub>とH<sub>2</sub>から合成して生成される。 (ハーバー・ボッシュ法など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- N<sub>2</sub> + 3H<sub>2</sub> = 2NH<sub>3</sub></li> </ul>	<p>CO<sub>2</sub>・COとH<sub>2</sub>から合成して生成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- CO<sub>2</sub> + 2H<sub>2</sub> = CH<sub>3</sub>OH + H<sub>2</sub>O</li> <li>- CO + 2H<sub>2</sub> = CH<sub>3</sub>OH</li> </ul>	
<p>■ アンモニアの定性的特徴</p> <p><b>魅力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状「ネットゼロ達成」最も近い燃料</li> <li>・再生エネルギーがあれば生産可能</li> <li>・電力向け需要があり流通量への期待</li> </ul> <p>・常温常圧で液体のためガス燃料/低温燃料より取扱い容易</p> <p>・バイオマスや回収CO<sub>2</sub>から生産可能</p> <p>・バイオマス生成：バイオメタノール</p> <p>・回収CO<sub>2</sub>による生成：e-メタノール (e-メタノールはH<sub>2</sub>についても再生エネルギー由来が条件)</p>	<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱量：重油と比較/低い。</li> <li>※メタノールよりも更に低い。</li> <li>・毒性がある。</li> <li>吸入すると有害/死にリスク (AEGL3：2,700ppm 10分間)</li> <li>⇒ 健康/安全への配慮が必要。</li> <li>・N<sub>2</sub>O対策が必要。</li> <li>・発熱量：重油と比較/低い。</li> <li>・毒性がある。</li> <li>飲み込むと有害/強い眼への刺激。(液体及び蒸気)</li> <li>⇒ 健康/安全への配慮が必要</li> </ul>	

日本郵船  
NYK Line

2023年9月1日現在 資料提供 研究開発部 日本郵船

### 4. アンモニア燃料船の位置づけ



日本郵船  
NYK GREEN EARTH

21

世界初の商用アンモニア燃料タグボート



日本郵船  
NYK GREEN EARTH

日本郵船  
NYK GREEN EARTH

22

A (Ammonia) -Tug 「魁」

- 世界初となるTruck to Ship方式(タンカリング (燃料アンモニア供給) を24年7月17日に横浜港で実施)
  - ・ JERA様と燃料アンモニア供給契約を締結、タンカリングの安全操作、手順書を含めた検討を完成
- アンモニア運搬を含めた海上試験運転を終え、「魁」は24年8月23日に東京湾の追浜工場にて竣工
  - ・ 商用船として世界初のアンモニア燃料船
  - ・ 竣工後は新日本海洋社(NYKグループ)の下、東京湾にて曳航業務に従事

⇒ 竣工後これまで無事故での運航を継続

A-Tug 「魁」 就航

アンモニアはタンクローリーから供給を受ける

日本郵船  
NYK GREEN EARTH

日本郵船  
NYK GREEN EARTH

23

外航船や内航船のアンモニア燃料化への貢献

- 他アンモニア燃料船へのフィードバック
  - 「魁」で発生したトラブル事象とアンモニア運用知見を有効活用
    - ・ 外航船の海上試験運転後、船中のトラブル事例をフィードバック
    - ・ 「魁」の運航プロセスを他船の乗組員に共有
    - ・ フラットアウトオペレーション、アンモニア移送手法、メンテナンス手法、備えるべき設備
- 外航船・内航船へのアンモニア燃料化検討
  - ・ 国の政策として、火力発電をはじめ国内のアンモニアの燃料としての利用拡大プロジェクトが進行、アンモニアサプライチェーン拡大に向けて輸送船やタンカー船の建造プロジェクトへ貢献。



日本郵船  
NYK GREEN EARTH

日本郵船  
NYK GREEN EARTH

24

国際ルールへの貢献イメージ

国際条約

- IMOガイドライン
- 国際条約
- NIKガイドライン

A-Tug、AFMCCプロジェクト開発から得られた知見の共有

国際ルールへの貢献イメージ

【参考】ルール・ガイドライン策定への貢献

- 船用燃料としてのアンモニアに係る国際条約は、各船級・IMOにおいてガイドラインの策定が進む。
- A-TUG、AFMCCプロジェクトはルールに先行して進め世界でも最前線の取組み。
- NYKはプロジェクトから得られた知見 (主に安全対策) を共有し、ルール化をサポート。
  - ⇒ オープン戦略を採用し、「より安全なアンモニア燃料船」の普及・アンモニアの活用促進に貢献

ステップ	概要
NKガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 24年6月代替燃料船ガイドライン策定</li> <li>● 24年7月代替燃料船ガイドライン(第3.0.1版)の発行</li> </ul>
IMO代替燃料船ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非強制ガイドライン</li> <li>● 24年9月IMO作業委員会CCC10の中でIGF用内容合意</li> <li>● 24年12月のMSC108にて承認</li> <li>● 25年9月IMO作業委員会CCC11の中でIGF用内容合意</li> </ul>
国際条約 (Iccコード)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 28年にガイドラインを国際条約化見込み</li> </ul>

日本郵船  
NYK GREEN EARTH

## 6. タグボートから世界へ



日本郵船  
NYK GROUP

## タグボートは先駆け



2015年 37.20m  
大型船の入出港作業を東京湾でサポートする要船。LNGを燃料とする日本初の船舶。2024年にアンモニア燃料船へ改造。



山崎丸(旧船) 1984年 91.87m  
世界最大の船渠を航行し、船渠の幅員を確保するために設計された。船渠の幅員を確保するために設計された。



19世紀から  
「鉄と蒸気の船」



20世紀から  
「大型低燃費の船」



21世紀  
「脱炭素の船」へ

18世紀まで  
「木と帆の船」

19世紀

20世紀

21世紀は  
「脱炭素の船」へ

**帆船から蒸気船駆換へのきっかけ：  
1736年船尾外車曳船設計特許取得**



日本郵船  
NYK GROUP

## アンモニア燃料アンモニア輸送船(AFMGC) 開発概要

- 23年12月、技術開発の進展に伴い、「アンモニア燃料アンモニア輸送船(AFMGC)」の建造を正式決定。
- 本船は、国産アンモニア燃料エンジンを搭載した世界初のアンモニア輸送船となる(26年11月竣工)見込み。
- 主機・機関開発に自航がついており、本船としてGHG80%以上の削減をターゲットとする。

<b>船種</b>	 <p style="font-size: x-small;">*本船イメージ</p>	<p><b>アンモニア燃料DF主機の開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃費率 約15%</li> <li>● 燃費率と信頼性を両立する副機燃料供給技術</li> <li>● 2025年9月頃開発完了</li> </ul>	<p><b>主機</b> 2ストローク</p> <p><b>主な用途</b> 本船の動力源</p>
<b>竣工時期</b>	2026年11月末	<p><b>アンモニア燃料DF主機の開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃費率 80%以上</li> <li>● 97ヶ月ロソク(主機)は開発完了</li> </ul>	<p><b>主機</b> 4ストローク</p> <p><b>主な用途</b> 本船内の発電</p>
<b>基本情報</b>	<p>設計/建造: 日本郵船/東洋造船/ライオンマシナリー(インドネシア)            主船: 前川川崎造船/川崎重工業/川崎重工業            船渠/船廠: 日本郵船/日本郵船</p>	<p><b>船体の開発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学燃料輸送/燃料アンモニア輸送に最適化された船型</li> <li>● NH3毒性から乗組員を守るための船型・安全システム</li> </ul>	<p><b>船内の発電</b></p> <p>NIKON SHIPWARD 日本郵船</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学燃料輸送/燃料アンモニア輸送に最適化された船型</li> <li>● NH3毒性から乗組員を守るための船型・安全システム</li> </ul>
<b>全長/全幅/型深</b>	180.00 M / 32.00 M / 18.45 M		
<b>カーゴタンク</b>	約40,000 mt (アンモニア積載量: 約26,500MT)		



日本郵船  
NYK GROUP

## 7. アンモニア燃料船の課題解決





日本郵船  
NYK GROUP

**日本郵船**  
NYK GREEN EARTH

**ClassNKより船級符号MRSの取得**

- 前述のアンモニア燃料船のガイドライン改訂版（2024年7月1日）において「機関室に対する優れたアンモニア安全策を備えた船舶」を示す船級符号の付記(Notation)が新たに規定された。
  - ※ Notation名は「Machinery room Safety for Ammonia(略称：MRS)」
  - AFMGCは本要件を満たすことから、同Notationを世界で初めて取得する
  - Notation取得を通じてAFMGCが世界最高水準の安全性を実現する点、8月19日付でNYK・NSYの2社共同プレスリリースを実施

**日本郵船** **日本シッパード株式会社**

取組理由：アンモニア燃料船の安全確保が、Machinery room Safety for Ammonia(MRS)とClassNKとの取組。～東海北陸の気象対策アンモニア燃料船の安全確保の取組～

日本郵船株式会社(以下日本郵船)と日本シッパード株式会社(以下日本シッパード)が共同で開発したアンモニア燃料船のMachinery room Safety for Ammonia(MRS)とClassNKとの取組。～東海北陸の気象対策アンモニア燃料船の安全確保の取組～

8月19日付で改訂版のガイドライン改訂版(2024年7月1日)において「機関室に対する優れたアンモニア安全策を備えた船舶」を示す船級符号の付記(Notation)が新たに規定された。

※ Notation名は「Machinery room Safety for Ammonia(略称：MRS)」

■ AFMGCは本要件を満たすことから、同Notationを世界で初めて取得する

■ Notation取得を通じてAFMGCが世界最高水準の安全性を実現する点、8月19日付でNYK・NSYの2社共同プレスリリースを実施

2025/09/05 押入船級付船舶の付記(Notation) (日本語)

**8. アンモニア燃料船が拓く人類の未来**

2025/09/05 押入船級付船舶の付記(Notation) (日本語)

**NYK**

**新燃料船普及の最も大きな難しさ**

18世紀まで  
「木と帆の船」

乗組員に危険性はないのか  
燃料を船上で扱えるのか  
燃料代の費用は、採算は、  
燃料はどの港から調達するのか

「あの船は爆発するぞ」  
「黒い霧ガスを垂れ流しているぞ」  
「炎が生じるに違いない」  
「蒸気船には得体のしれない  
災厄が祟ってきている」

住民に加え、“馬鹿船業者”/“人カ良船業者”なども

2025/09/05 押入船級付船舶の付記(Notation) (日本語)

**NYK**

**アンモニア燃料船課のステップアップ**

18世紀まで  
「木と帆の船」

ガス燃料実  
運航実績  
積み重ね

21世紀  
「脱炭素の船」へ

仕様と乗組員成熟度の  
着実なステップアップ

これまで通り  
技術と実績で  
信念をもって  
実現化する

「脱炭素の船」の開発

20世紀から  
「大型/低燃費の船」

2025/09/05 押入船級付船舶の付記(Notation) (日本語)

次の世代へ

.....

**Bringing value to life.**

アンモニア燃料船で次の世代につなぐ

NTK GREEN EARTH

NTK

2024年10月1日現在

アンモニアで地球を救え。

**Ammonia to Zero.**

NTK GREEN EARTH

NTK

2024年10月1日現在

# 事業報告

# LNGバンカリング事業に係る航行安全対策検討調査（和歌山地区）

## 第1回委員会

- 1 日 時 令和7年8月8日（金）14:00～16:40
- 2 場 所 神戸駅前研修センター 2階 207号室  
(Web会議併用)
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 議 題
  - (1) 調査方針等について
  - (2) 事業計画の概要について
  - (3) StSガイドラインの概要について
  - (4) 自然環境、航行環境について
  - (5) バンカリング実施場所におけるガイドラインに準拠した確認について
- 5 資 料
  - (1) 検討資料委1-1 調査方針等（案）
  - (2) 検討資料委1-2 事業計画の概要（案）
  - (3) 検討資料委1-3 StSガイドラインの概要（案）
  - (4) 検討資料委1-4 自然環境、航行環境（案）
  - (5) 検討資料委1-5 バンカリング実施場所におけるガイドラインに準拠した確認（案）
  - (6) 参考資料委1-1 StSガイドライン
  - (7) 参考資料委1-2 StSガイドライン 新旧対照表（改訂部分のみ）
- 6 議 事

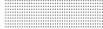
開会にあたり委託者の大阪ガスインターナショナルトランスポート株式会社 技術部 小川 拓真 様より挨拶が行われた。

事務局により出席者及び資料の確認を行った後、委員長を選任を行い、岩瀬 潔 委員が委員長に選任された。以後委員長により議事が進められた。
- 7 審 議 結 果

提示された検討資料は、一部文言について委員会における意見等を盛り込み修正することを前提に了承された。

以 上

## 出席者名簿

(順不同・敬称略、: 欠席者)(  : Web会議出席者、※ : 常任調査研究委員)

委員長	岩瀬	潔	海技大学校名誉教授 ※
委員	梶	真輝	神戸大学大学院海事科学研究科准教授 ※
〃	 渡邊	浩章	和歌山下津水先区水先人会会長
〃	 滝浦	文隆	(一社)日本船長協会常務理事
〃	中川	悟	日本郵船(株)関西支店支店長代理 ※
〃	富山	茂	(株)商船三井海上安全部部长代理 ※
〃	 岡本	龍太	川崎汽船(株)関西支店副支店長 ※
〃	 浦	隆幸	全日本海員組合関西地方支部長
〃	 郡	憲二	南海フェリー(株)常務取締役管理部長
〃	 小林	正明	和歌山県海運組合理事長 (代理 泉野 俊信 専務理事)
〃	 平野	眞幸	和歌山港運協会会長 (代理 泉野 俊信 専務理事)
〃	清水	昭	常石由良ドック(株)ドッグマスター (同席 高橋 勝彦 工作部長 兼 技術課長)
関係官公庁	伊藤	智人	第五管区海上保安本部交通部長 (同席 久内 和彦 航行安全課専門官)
〃	 池田	紀道	和歌山海上保安部長 (代理 赤木 英富美 交通課長)
〃	 山本	有為	海南海上保安署長 (代理 築田 萌生 署員)
〃	 苔口	聖史	近畿地方整備局港湾空港部長 (代理 中官 利之 港湾空港整備・補償課長)
〃	村岡	英一	近畿運輸局海上安全環境部長 (同席 富田 真史 船舶安全環境課長)
〃	 新見	健吾	和歌山県県土整備部港湾空港局長 (代理 堀 宏匡 港湾空港振興課主任)

委 託 者 (大阪湾LNG SHIPPING (株) およびその出資者)

<大阪ガスインターナショナルトランスポート (株) >

// 小 川 拓 真 技術部係長

// 高 橋 秀 真 技術部

<阪神国際港湾(株)>

// 栗 林 佑貴恵 企画部係長

<NS ユナイテッドタンカー(株)船舶部>

//  田 畑 晴 久 船舶部部長代理

//  洲 鎌 洋 康 // 部長代理

関 係 者 (大阪ガス(株))

// 天 辰 弘 二 海事担当部長

事 務 局 奥 原 徳 男 (公社)神戸海難防止研究会専務理事

// 伊 藤 雅 之 // 上席研究員

// 井 田 英 樹 // 事業部長

// 藤 原 昇 // 情報システム管理部長

// 高 橋 浩 子 (株)日本海洋科学コンサルタントグループ 神戸支店支店長代理

// 岡 嶋 祥 子 // コンサルタントグループ 神戸支店コンサルタント

# 大阪港新島周辺海域の新たな船舶交通環境の構築に関する調査研究 第1回委員会

1 日 時 令和7年9月2日(火)14:00～15:30

2 場 所 兵庫県農業会館 11階 111号会議室  
(Web会議併用)

3 出席者 別紙のとおり

4 議 題

- (1) 調査研究方針について
- (2) 自然環境、航行環境について
- (3) 海難の発生状況について
- (4) 現状における船舶交通の課題について

5 資 料

- (1) 検討資料委1-1 調査研究方針(案)
- (2) 検討資料委1-2 自然環境及び航行環境並びに海難発生状況(案)
- (3) 検討資料委1-3 現状における船舶交通の課題(案)

席上配布資料

検討資料委1-2 自然環境及び航行環境並びに海難発生状況(追加資料)

6 議 事

開会にあたり(公社)神戸海難防止研究会会長 堀 眞琴 より挨拶を行った。

事務局により出席者の確認を行った後、委員長の選任を行い、長澤 明 委員が委員長に選任された。また、委員長により山田 多津人 委員が検討部会の部会長に指名された。

委員長より挨拶が行われた後、資料の確認を行い委員長により議事が進められた。

7 審 議 結 果

提示された検討資料は、一部文言について委員会における意見等を盛り込み修正することを前提に了承された。

以 上

## 出席者名簿

(順不同・敬称略、: 欠席者)(  : Web会議出席者、※ : 常任調査研究委員)

委員	長		長 澤 明	海上保安大学校名誉教授 ※
委員			山 田 多津人	海上保安大学校教授
			万 谷 小百合	海技大学校教授 ※
			瀧 真 輝	神戸大学大学院海事科学研究科准教授 ※
			石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科准教授 ※
			山 田 哲 也	大阪湾水先区水先人会会長 ※
			朝 藤 健	(一社)日本船長協会常務理事
			中 川 悟	日本郵船(株)関西支店支店長代理 ※
			富 山 茂	(株)商船三井海上安全部部长代理 ※
			岡 本 龍 太	川崎汽船(株)関西支店副支店長 ※
			宮 昭 久	(公社)関西小型船安全協会会長
			川 橋 利 明	全国内航タンカー海運組合関西支部支部長 (代理 上村 良 事務局長)
			進 藤 正 士	近畿旅客船協会安全対策委員
関係官公庁			伊 藤 智 人	第五管区海上保安本部交通部長 (同席 澤埜 光弘 航行安全課海務第一係長) (同席 野原 淳紀 航行安全課海務第一係)
			宮 本 勝 通	大阪海上保安監部長 (代理 今井 征司 次長)
			道 辻 尋 史	大阪湾海上交通センター所長 (同席 岡村 諭 安全計画課安全対策係長)
			荻 口 聖 史	近畿地方整備局港湾空港部長
			村 岡 英 一	近畿運輸局海上安全環境部長
			宮 下 明 子	大阪港湾局施設管理部海務課長  (同席 西村 和展 海務課担当係長) (同席 原田 寿里 海務課担当係員)

事務局	堀 眞 琴	(公社)神戸海難防止研究会会長
〃	奥 原 徳 男	〃 専務理事
〃	渡 川 明	〃 研究部長
〃	藤 原 昇	〃 情報システム管理部長
〃	豊 島 伸 匡	商船三井マリテックス(株)関西事務所長
〃	古 賀 一 弥	〃 〃 研究員
〃	福 居 華 子	〃 〃 アソシエイト

南海トラフ地震臨時情報発表時における  
対応状況の検証と課題に関する調査研究  
第1回委員会

- 1 日 時 令和7年9月25日(木)14:00～15:40
- 2 場 所 神戸ポートオアシス 5階 502-503号会議室  
(Web会議併用)
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 議 題
  - (1) 調査研究方針について
  - (2) 南海トラフ地震臨時情報及び対応状況について
  - (3) AISデータによる船舶動静情報の解析実施方案について
  - (4) アンケート調査実施方案について
- 5 資 料
  - (1) 検討資料委1-1 調査研究方針(案)
  - (2) 検討資料委1-2 大阪湾沿岸及び瀬戸内海東部における自然環境、航行環境(案)
  - (3) 検討資料委1-3 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応状況(案)
  - (4) 検討資料委1-4 AISデータによる船舶動静情報の解析実施方案(案)
  - (5) 検討資料委1-5 アンケート調査実施方案(案)
  - (6) 参考資料委1-1 津波シミュレーションマップ及び船舶津波対応シート並びに  
南海トラフ地震警戒強化勧告
- 6 議 事

開会にあたり(公社)神戸海難防止研究会会長 堀 眞琴 より挨拶を行った。

事務局により出席者の確認を行った後、委員長の選任を行い、松本 宏之 委員が委員長に選任され委員長より挨拶が行われた。資料の確認の後、委員長により議事が進められた。
- 7 審 議 結 果

提示された検討資料は、一部文言について委員会における意見等を盛り込み修正することを前提に了承された。

以 上

別紙

出席者名簿

(順不同・敬称略、: 欠席者)

(: Web会議出席者、※: 常任調査研究委員)

委員長	松本宏之	海上保安大学校名誉教授 ※
委員	浅木健司	海技大学校名誉教授 ※
〃	 廣野康平	神戸大学大学院海事科学研究科准教授 ※
〃	 橋本孝亮	内海水先区水先人会会長 ※
〃	山田哲也	大阪湾水先区水先人会会長 ※
〃	太田正紀	(一社)日本船長協会副会長
〃	中川 悟	日本郵船(株)関西支店支店長代理 ※
〃	 富山 茂	(株)商船三井海上安全部部长代理 ※
〃	 岡本龍太	川崎汽船(株)関西支店副支店長 ※
〃	宮 昭久	(公社)関西小型船安全協会会長
〃	 川橋利明	全国内航タンカー海運組合関西支部支部長
関係官公庁w	境 祥光	第五管区海上保安本部警備救難部長 (代理 柳 兼一 環境防災課長)
〃	 山崎哲也	第五管区海上保安本部海洋情報部長 (代理 福良 博子 監理課長)
〃	伊藤智人	第五管区海上保安本部交通部長 (同席 新角 伸浩 航行安全課専門官)
〃	 苔口聖史	近畿地方整備局港湾空港部長 (代理 中官 利之 港湾空港整備補償課長)
〃	 村岡英一	近畿運輸局海上安全環境部長
〃	 黒澤 茂	神戸運輸監理部海上安全環境部長
〃	田利信二郎	大阪管区气象台気象防災部地震津波対策調整官  (同席 坂井 めぐみ 気候変動・海洋情報調整官)
〃	 宮下明子	大阪港湾局施設管理部海務課長  (同席 西村 和展 海務課担当係長)  (同席 原田 寿里 海務課)
〃	 前田直昭	兵庫県土木部港湾課長
〃	村井宏一	神戸市港湾局海務課長

事務局	堀 眞 琴	(公社)神戸海難防止研究会会長
〃	奥 原 徳 男	〃 専務理事
〃	渡 川 明	〃 研究部長
〃	藤 原 昇	〃 情報システム管理部長
〃	高 橋 浩 子	(株)日本海洋科学神戸支店支店長代理
〃	中 末 陽 介	〃 経営企画グループ調査役

## 令和7年度 海の事故ゼロキャンペーンの実施結果について（報告）

近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議  
事務局（公社）神戸海難防止研究会  
（公財）海上保安協会神戸地方本部

令和7年度全国海難防止強調運動は、7月16日から31日まで（16日間）実施された。当地方においては、令和7年5月28日（水）近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議（Web会議併用）を開催し、承認された実施計画に基づき運動を推進、展開した。

各関係団体等から事務局に報告のあった実施概要は、次のとおりである。

また、事務局においては、全国海難防止強調運動実行委員会より提供された強調運動啓発用ポスター、リーフレットに加え、更に「ポスター」300枚、「リーフレット」4,200枚を増刷するとともに啓発グッズ「ウエットティッシュ」15,000個を作成して関係団体等に配布した。

### 【各関係団体等の実施内容】

#### ■ 構 成 員

（順不同・敬称略）

団 体 名	実 施 概 要
近畿地方整備局	○広報活動 本局及び管内4事務所でのポスター掲示、パンフレット及びグッズ（ウエットティッシュ）の配置を実施した。
近畿運輸局	○広報活動 ① 庁舎外部掲示板、庁舎内廊下、執務室内カウンターにポスターを掲示した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 ① 安全運航に関する指導隻数 プレジャーボート 24隻（50人）
神戸運輸監理部	○広報活動 ① 事務所（神戸・姫路）内にポスターを掲示 ② 窓口（来訪者向け）にパンフレットを備置 ○各種行事 マリンイベント等を通じてライフジャケット着用の啓発を実施した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 ① 安全運航に関する指導隻数 プレジャーボート 5隻

団 体 名	実 施 概 要
四国運輸局	<p>○広報活動</p> <p>本局、徳島運輸支局、高知運輸支局の窓口においてポスターを掲示するとともに、リーフレットを配布した。</p>
大阪管区气象台	<p>○広報活動</p> <p>ポスターを執務室入口に掲示し、職員及び来台者への広報を実施した。</p>
神戸地方海難審判所	<p>○広報活動</p> <p>7月16日～31日の間、事務室にポスターを掲示し、啓発グッズは、来所する事故関係者及び海難審判への出頭者が使用する控室等に常備し、自由に持ち帰ることができるようにした。</p>
運輸安全委員会事務局 神戸事務所	<p>○広報活動</p> <p>事務所出入口及び掲示板に「海の事故ゼロキャンペーン」のポスター及びリーフレットを提示するとともに執務室や口述聴取室にリーフレット、啓発グッズ（ウェットティッシュ）を置き、関係者のほか来庁者に配布した。</p> <p>また、事故調査官が現場調査や口述聴取のための出張時に関係者へリーフレット及び啓発グッズを配付した。</p>
水産庁瀬戸内海漁業調整事務所	<p>○広報活動</p> <p>① 漁業取締船による広報活動</p> <p>海の事故ゼロキャンペーン実施期間中（7月16日～7月31日）において、当事務所所属の漁業取締船「みかげ」により、同船が装備している電光式情報表示装置を用いて「ライフジャケットを着用しましょう」のテロップを表示し、操業中の漁船に対する広報活動を行った。</p> <p>② ポスター掲示等による広報活動</p> <p>海の事故ゼロキャンペーン実施期間中（7月16日～7月31日）において、当事務所執務室（来客対応スペース）にも海の事故ゼロキャンペーンポスターを掲示した。</p>

団 体 名	実 施 概 要
(公社)関西小型船安全協会	<p>○広報活動</p> <p>① 事務所内にポスターの掲示、パンフレットの配布等を実施した。</p> <p>② ホームページ、フェイスブック、エックス、インスタグラムに掲示した。</p> <p>○安全に関する指導・教育・訓練</p> <p>① 7月19日 須磨沖にて須磨ヨットハーバー、海保、神戸市、神戸市水上消防署、兵庫県とで官民合同パトロールを実施した。</p> <p>② 7月20日 姫路木場ヨットハーバーにて姫路海上保安部の協力を得て、「親子の海の安全講習会」を開催し、参加した小学生や保護者が海の安全について学んだ</p> <p>③ 安全運航に関する指導隻数 プレジャーボート 10隻(20人)</p> <p>○安全教育関係 海上安全教室 1回(30人受講)</p>
全国内航タンカー海運組合 関西支部	<p>○広報活動</p> <p>事務所内にポスターの展示しリーフレットを支部組合員様宛に送付した。</p> <p>また、本部より無事故キャンペーン期間中である旨の周知文書及びリーフレットをPDFにて一斉送信した。</p> <p>支部として安全公害対策委員会委員と大阪海上保安監部様との合同訪船パトロールを実施した。</p> <p>○安全に関する指導・教育・訓練</p> <p>大阪海上保安監部との合同パトロールを実施した。</p> <p>タンカー 2隻</p>
全国内航タンカー海運組合 葉槽船支部	<p>○広報活動</p> <p>① 海の事故ゼロキャンペーンポスターの事務所内掲示をした。</p> <p>② 「海の日」の正午に停泊中の船舶による汽笛の一斉吹鳴実施 (98隻)</p>

団 体 名	実 施 概 要												
	<p>③ 組合員にはスケジュールボードによる周知をした。</p> <p>○各種行事</p> <p>海の月間期間に合わせ姫路海上保安部との合同による安全パトロール実施 (7/25)</p> <p>○安全に関する指導・教育・訓練</p> <p>海の月間期間に合わせ姫路海上保安部による安全指導の受講 (7/25)</p> <p>① 安全運航に関する指導隻数</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貨物船</td> <td>3隻 ( 18人)</td> </tr> <tr> <td>タンカー</td> <td>95隻 (570人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計98隻 (588人)</td> </tr> </table> <p>② 企業訪問件数 3件 ( 6人)</p> <p>○安全教育関係</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>海難防止講習会</td> <td>1回 ( 7人受講)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1回 ( 7人受講)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計6回 (14人受講)</td> </tr> </table>	貨物船	3隻 ( 18人)	タンカー	95隻 (570人)		合計98隻 (588人)	海難防止講習会	1回 ( 7人受講)	その他	1回 ( 7人受講)		合計6回 (14人受講)
貨物船	3隻 ( 18人)												
タンカー	95隻 (570人)												
	合計98隻 (588人)												
海難防止講習会	1回 ( 7人受講)												
その他	1回 ( 7人受講)												
	合計6回 (14人受講)												
内海水先区水先人会	<p>○広報活動</p> <p>① 安全標語を本部及び各地事務所に掲示した。</p> <p style="margin-left: 20px;">『<sup>インテンション</sup>操船意図 示して高まる 信頼感』</p> <p>② 水先艇に安全旗を掲揚し、水先艇係留基地の整備を実施した。</p> <p>③ 海の事故ゼロキャンペーンポスターとリーフレットを本部及び各地事務所に設置した。</p> <p>○各種行事</p> <p>① 安全衛生委員会を開催し、水先艇乗組員との意見交換を実施した。</p> <p>② 日本水先人会連合会主催の令和7年度安全研修に参加予定。(8月26~27日開催)</p> <p>○安全教育関係</p> <p>① 業務連絡会並びに研修会において、事故・トラブル及びヒヤリハット事例を紹介し、事故防止を啓蒙した。</p>												

団 体 名	実 施 概 要
大阪湾水先区水先人会	<p>○広報活動</p> <p>① 水先人待機室及び事務所入り口等にポスターを掲示した。</p> <p>② 水先人にリーフレット及び啓発グッズを配布した。また、理事会で報告し議事録で水先人へ周知を行った。</p> <p>③ 水先艇乗組員に安全運航の周知徹底を依頼した。</p>
近畿旅客船協会	<p>○広報活動</p> <p>① 事務所及びさんふらわあターミナルにポスターを掲示した。</p> <p>② 協会員にメールにて周知した。</p> <p>○安全教育関係</p> <p>その他 2回（70人受講）</p> <p>※11月実施予定を含む。</p>
神戸旅客船協会	<p>○広報活動</p> <p>会員あてに安全運航の確保について一層の尽力を要請するとともに、協会事務所内にポスターを掲示し、さらに会員各社にポスター及び啓発グッズを配布した。</p> <p>○各種行事</p> <p>6月24日（火）に安全運航対策委員会を開催し、旅客船乗組員を対象とした安全運航に対する研修会を今年度中に2回開催することとし、講習内容を決定した。</p>
四国旅客船協会	<p>○広報活動</p> <p>当協会事務所内にポスターを掲示したほか、夏季の多客期における旅客船・カーフェリーの安全運航確保について会員に周知を図った。</p> <p>○各種行事</p> <p>7月29日（火）に安全対策委員会を開催し、旅客船の乗組員等を対象とした安全運航に関する研修会を今年度は、11月～12月にかけて3回開催することを決定した。</p>

団 体 名	実 施 概 要										
日本押船士運船協会	<p>○広報活動</p> <p>① 日本押船士運船協会事務局のある青木マリーン(株)入口にポスターを掲示した。</p> <p>② 会員にはリーフレットを配布した。</p> <p>○各種行事</p> <p>海難防止講習会を開催し、会員各社の運航管理者に対し安全意識の高揚をはかり船舶乗組員へ水平展開していただくようお願いした。</p> <p>○安全教育関係</p> <p>海難防止講習 1回(26人受講)</p>										
全日本海員組合 中・四国支部	<p>○安全に関する指導・教育・訓練</p> <p>安全運航に関する指導隻数</p> <table border="0" data-bbox="762 864 1225 1077"> <tr> <td>漁船</td> <td>2隻(6人)</td> </tr> <tr> <td>貨物船</td> <td>3隻(18人)</td> </tr> <tr> <td>タンカー</td> <td>1隻(7人)</td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>4隻(12人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計10隻(43人)</td> </tr> </table>	漁船	2隻(6人)	貨物船	3隻(18人)	タンカー	1隻(7人)	旅客船	4隻(12人)		合計10隻(43人)
漁船	2隻(6人)										
貨物船	3隻(18人)										
タンカー	1隻(7人)										
旅客船	4隻(12人)										
	合計10隻(43人)										
大阪湾広域臨海環境整備センター	<p>○広報活動</p> <p>本社、大阪・兵庫建設事務所において、ポスター掲示及びリーフレットを設置した。</p>										
(株)商船三井 関西支店	<p>○広報活動</p> <p>① 弊社関西支店および関係会社へポスターを掲示した。</p> <p>② 関係会社への社員、船員にリーフレット、グッズを配布した。</p> <p>③ 弊社関係団体総会でのグッズを配布した。</p>										
第五管区海上保安本部	<p>○広報活動</p> <p>期間中、第五管区海上保安本部庁舎におけるポスター掲示及びリーフレットの配布を実施した。</p>										

■ 地区推進母体構成員

◆大阪地区海難防止強調運動推進連絡会議

(順不同・敬称略)

団体名	実施概要
大阪港運協会	○広報活動 ① 事務所内にポスターを掲示した。 ② 大阪船舶代理店部会会員へメールにて周知した。
阪神国際港湾(株)	○広報活動 ① 事務室及び会議室にポスターを掲示した。 ② 職員へ回覧にて周知した。
大阪府漁業協同組合連合会	○広報活動 事務所内にポスターを掲示した。
大阪船主会	○広報活動 ① 大阪船主会総会でのグッズ配布 ② 関係会社会員へメールにて周知した。
大阪府タグ事業協同組合	○広報活動 ① ビル内掲示板にポスターを掲示した。 ② 組合員にメールにて周知した。 ③ 乗務員来訪時に周知した。
浚渫業協会	○広報活動 ① 執務室及び事務局受付にポスターを掲示した。 ② 協会員にメールにて周知した。
日本押船土運船協会	別掲
大阪湾水先区水先人会	別掲
築友会	○広報活動 ① 事務所カウンターにポスターを掲示した。 ② 職員にメールにて周知した。
大阪給油船協会	○広報活動 事務所内にポスターを掲示した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 職場内海難防止研修を実施した。

団 体 名	実 施 概 要
大阪湾広域臨海環境整備センター	別掲
大阪港航行安全情報センター	○広報活動 ① 事務所内にポスターを掲示した。 ② 職員にメール及び朝・夕礼のアナウンスにより周知した。
大阪北港地区防災協議会	○広報活動 ① 櫻島埠頭(株)事務所内にポスターを掲示した。 ② 会員にメールにより周知した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 オイルフェンス展張方法に関する研修を実施した。
大阪筏協会	○広報活動 ① 会員店社店頭にポスターを掲示した。 ② 朝礼時に作業員等へ周知した。
近畿海事広報協会	○広報活動 川の駅「はちけんや」多目的ホールにポスターを掲示した。
大阪フェリー連絡会	○広報活動 ① 社内及び船内にポスターを掲示した。 ② 社内にリーフレットを掲示した ③ 会員にメールにて周知した。
大阪海運組合	○広報活動 ① 事務所内にポスターを掲示した。 ② 会員にメールにて周知した。
二色の浜リバイバル・プロジェクトグループ	○広報活動 ① 事務所内にポスターを掲示した。 ② 所属員にリーフレット等にて周知した。
関西マリーナ協議会	○広報活動 ① ヨットハーバー、ヨットハウス内にポスターを掲示した。

団 体 名	実 施 概 要
	② 所属員に回覧及びポスター掲示にて周知した。
大阪曳船事業協同組合	○広報活動 事務所内にポスターを掲示した。
大阪台船係留管理組合	○広報活動 ① 事務所内にポスターを掲示した。 ② 組合員にメールにて周知した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 理事会役員に対する研修を実施した。
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所	別掲
近畿運輸局	別掲
大阪管区气象台	別掲
大阪港湾局	○広報活動 ① 執務室内及び来訪者対応スペースにポスターを掲示した。 ② 職員へリーフレット供覧にて周知した。
大阪市消防局 水上消防署	○広報活動 ① 屋外掲示板にポスターを掲示した。 ② 職員にメールにより周知した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 職員に対する研修を実施した。
大阪海上保安監部  堺海上保安署  岸和田海上保安署  関西空港海上保安航空基地	○広報活動 ① ポスターの掲示場所 ・各事務所掲示板 ・旅客船事務所、漁協、マリーナ等 ② 公文書及びメールにて周知した。 ○各種行事 園児に対して巡視船線内見学を実施した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 ・全国内航タンカー海運組合との合同パトロール ・中学生に対する海難防止講習会

団 体 名	実 施 概 要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海の日の安全講習会</li> <li>・他機関等との合同パトロール、訪問指導</li> <li>① 安全運航に関する指導隻数 <ul style="list-style-type: none"> <li>漁船 3隻 ( 3人)</li> <li>プレジャーボート 59隻 ( 95人)</li> <li>貨物船 10隻 ( 68人)</li> <li>タンカー 115隻 (575人)</li> <li>旅客船 1隻 ( 20人)</li> <li>その他 24隻 (232人)</li> <li style="text-align: right;">合計212隻 (993人)</li> </ul> </li> <li>② 企業訪問件数 69件 ( 69人)</li> <li>○安全教育関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>海上安全教室 3回 ( 97人受講)</li> <li>海難防止講習会 1回 ( 63人受講)</li> <li>その他 6回 (132人受講)</li> <li style="text-align: right;">合計10回 (292人受講)</li> </ul> </li> </ul>

## ◆兵庫県阪神淡路地区海難防止強調運動推進連絡会議

(順不同・敬称略)

団 体 名	実 施 概 要
神戸地区石油コンビナート等 安全推進協議会	○広報活動 ① 事務所出入口及び岸壁倉庫にポスターを掲示し、海事関係者に対して啓発活動を実施した。 ② 荷役開始前のミーティングにて乗組員に対して啓発活動を実施した。
兵庫県漁業協同組合連合会	○広報活動 兵庫県水産会館のエレベーター及び事務所前の掲示板にポスターを掲示した。
日本沖荷役安全協会 神戸支部	○広報活動 ① 沖荷役現場視察の際、内航タンカーにリーフレットを配布し、周知・啓発活動を実施した。 ② 当協会及び安全管理業者である中谷商運株式会社及びニッケル エンド ライオンズ株式会社の出入口にポスターを掲示し、来客者に周知した。 ③ 当協会が発行する安全情報誌に「海の事故ゼロキャンペーン」概要及び推進事項を記載し特に「ふくそう海域等の安全性の確保」について走錨事故防止ガイドライン、海保HPへのリンク、QRコード掲載、全国の当協会員151社に配布したほか、会員限定のオンラインストレージに掲載し周知を行った。
(公社)関西小型船安全協会	別掲
神戸旅客船協会	別掲
(一財)神戸観光局 港湾振興部	○広報活動 神戸港ポート天国にて、運営本部前にポスターを掲示した。
兵庫県水難救済会	○広報活動 所内の掲示板にポスターを掲示するとともに、啓発物によるPR活動を実施。
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所	○広報活動 所内の掲示板にポスターを掲示し、関係企業、漁協等にリーフレット、広報用グッズを配布した。

団 体 名	実 施 概 要																				
近畿地方整備局 神戸港湾事務所	別掲																				
神戸運輸監理部	別掲																				
神戸海上保安部  西宮海上保安署	<p>○広報活動</p> <p>① 管内のマリーナ、漁港、海水浴場に対して、ポスター及びリーフレットを配布するなどして、啓発活動を実施した。</p> <p>② 遊泳中の子供の事故が多数発生していることから、海水浴場管理事務所及び海水浴場利用客に対してリーフレット等を配布するとともに、子供を連れている両親については、子供から目を離さないこと、ライフジャケットの着用等について周知を行い、啓発活動を実施した。</p> <p>③ 遊漁中のプレジャーボート等に対して、船外マイク及びライトメールを使用して、見張りの徹底やライフジャケットの着用等について周知し、啓発活動を実施した。</p> <p>○各種行事</p> <p>① 「海の日」みなとまつりの一環として神戸港ポート天国にて啓発ブースを設置、安全啓発活動を実施した。（神戸海上保安部）。</p> <p>② 水上警察と合同にて啓発ブースを設置し、海難事故の未然防止のため来場者に対してクイズ等で安全啓発活動を実施した。（神戸海上保安部）</p> <p>○安全に関する指導・教育・訓練</p> <p>① 安全運航に関する指導隻数</p> <table data-bbox="774 1458 1295 1715"> <tr> <td>漁船</td> <td>14隻（14人）</td> </tr> <tr> <td>プレジャーボート</td> <td>147隻（250人）</td> </tr> <tr> <td>タンカー</td> <td>37隻（247人）</td> </tr> <tr> <td>作業船</td> <td>3隻（16人）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2隻（2人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計203隻（529人）</td> </tr> </table> <p>② 企業等訪問件数 31件（61人）</p> <p>○安全教育関係</p> <table data-bbox="746 1816 1295 1984"> <tr> <td>海上安全教室</td> <td>3回（794人受講）</td> </tr> <tr> <td>海難防止講習会</td> <td>1回（30人受講）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5回（120人受講）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計11回（944人受講）</td> </tr> </table>	漁船	14隻（14人）	プレジャーボート	147隻（250人）	タンカー	37隻（247人）	作業船	3隻（16人）	その他	2隻（2人）		合計203隻（529人）	海上安全教室	3回（794人受講）	海難防止講習会	1回（30人受講）	その他	5回（120人受講）		合計11回（944人受講）
漁船	14隻（14人）																				
プレジャーボート	147隻（250人）																				
タンカー	37隻（247人）																				
作業船	3隻（16人）																				
その他	2隻（2人）																				
	合計203隻（529人）																				
海上安全教室	3回（794人受講）																				
海難防止講習会	1回（30人受講）																				
その他	5回（120人受講）																				
	合計11回（944人受講）																				

## ◆播磨地区海難防止強調運動推進連絡会議

(順不同・敬称略)

団 体 名	実 施 概 要
ハリマシッピングサービス(株) (株)ハマダ (株)日本触媒姫路製造所 日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所 (株)ダイセル 住友大阪セメント(株)赤穂工場 (公社)関西小型船安全協会 全国内航タンカー海運組合 飾磨港振興会 兵庫県中播磨県民センター 姫路農林水産振興事務所 東播磨県民局 加古川土木事務所 東播磨県民局 加古川農林水産振興事務所 赤穂市 加古川市 高砂市 姫路海上保安部 加古川海上保安署	○広報活動 官公署、マリーナ、各構成員の施設内等、国民の目につきやすい場所にポスターを掲示 ○各種行事 ① 7月20日(日)に地元子ども会による子どもヨット体験航海に合わせた海上安全教室を実施した。 ② 7月25日(金)に全国内航タンカー海運組合との合同パトロールを実施した。 ③ 7月26日(土)に海水浴場での海上安全教室を実施した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 ① 安全運航に関する指導隻数 プレジャーボート 17隻 貨物船 3隻 タンカー 2隻 合計22隻 ② 企業等訪問件数 52件 ○安全教育関係 海上安全教室 3回(137人受講)

団 体 名	実 施 概 要																
和歌山海上保安部  海南海上保安署	<p>○広報活動</p> <p>① 構成員による各事務所等へのポスター掲示、社内メール、企業内会議、関係船舶乗員に対する指導等による周知を実施した。</p> <p>② 南海フェリー（徳島～和歌山）での船内放送、道路掲示板による安全啓発、WINDS 平阪氏協力による安全啓発ポスター等による周知を実施した。</p> <p>○各種行事</p> <p>① 和歌山警察本部、和歌山運輸支局、和歌山海上保安部、海上安全指導員の合同安全パトロールを実施し、水上オートバイ操船者に対し、リーフレット及びグッズを配布し、海難防止周知啓発活動を実施した。</p> <p>② ENEOS 和歌山石油精製において内航タンカー海運組合等との合同パトロールを実施した。</p> <p>③ 南海フェリーにおいて退船総練を実施した。</p> <p>④ そのほか所属職員に対する安全啓発等を実施した。</p> <p>○安全に関する指導・教育・訓練</p> <p>① 安全運航に関する指導隻数</p> <table data-bbox="758 1310 1133 1646"> <tr><td>漁船</td><td>40隻</td></tr> <tr><td>プレジャーボート</td><td>76隻</td></tr> <tr><td>貨物船</td><td>15隻</td></tr> <tr><td>タンカー</td><td>23隻</td></tr> <tr><td>旅客船</td><td>2隻</td></tr> <tr><td>作業船</td><td>1隻</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2隻</td></tr> <tr><td>合計</td><td>159隻</td></tr> </table> <p>② 企業等訪問件数 37件</p> <p>○安全教育関係</p> <p>その他 11回（131人受講）</p>	漁船	40隻	プレジャーボート	76隻	貨物船	15隻	タンカー	23隻	旅客船	2隻	作業船	1隻	その他	2隻	合計	159隻
漁船	40隻																
プレジャーボート	76隻																
貨物船	15隻																
タンカー	23隻																
旅客船	2隻																
作業船	1隻																
その他	2隻																
合計	159隻																

## ◆紀南地区海上安全対策協議会

(順不同・敬称略)

団 体 名	実 施 概 要
近畿運輸局 和歌山運輸支局  田辺海上保安部  串本海上保安署	○広報活動 ① 海上安全指導員との合同パトロールを実施した。 ② 近畿運輸局和歌山運輸支局との合同パトロールを実施した。  ○安全に関する指導・教育・訓練 安全運航に関する指導隻数 漁船                            9隻 プレジャーボート            7隻 旅客船                          2隻 その他                          1隻 合計19隻

団 体 名	実 施 概 要
(株)岡田組 鳴門観光汽船(株) 五洋建設(株)徳島営業所 井上建設(株) タチバナ工業(株)徳島営業所 東洋建設(株)徳島営業所 若築建設(株)徳島営業所 高原建設(株) 兼子建設(株) 徳島海上保安部 徳島海上保安部 美波分室	○広報活動 ① ポスター掲示、リーフレット及びウエットティッシュ配布、徳島県警察との合同パトロールを実施した。 ② 徳島海上保安部所属巡視船艇によるライトメールを使用した啓発活動を実施した。 ③ 美波町観光PR大使「乙姫大使」を一日海上保安官に任命し啓発活動を実施した。 ○各種行事 巡視船艇の一般公開にあわせての啓発活動を実施した。 ○安全に関する指導・教育・訓練 ① 安全運航に関する指導隻数 漁船 79隻(36人) プレジャーボート 36隻(人) 貨物船 9隻(人) その他 2隻(6人) 合計126隻(42人) ② 企業等訪問件数 21件(141人) ○安全教育関係 海上安全教室 3回(794人受講) 海難防止講習会 1回(30人受講) その他 5回(120人受講) 合計11回(944人受講) ○安全教育関係 徳島県内の高校生及び小学生を対象とした海の安全教室を実施した。 海上安全教室 1回(30人受講)

## ◆高知地区海難防止強調運動推進連絡会議

(順不同・敬称略)

団 体 名	実 施 概 要
高知県海運組合	○広報活動
高知県水先協会	① ポスターの掲示
高知県漁業協同組合連合会	② リーフレット・グッズの配布
高知県まぐろ船主組合	③ 広報誌への掲載
高知県海砂利採取協業組合	○安全に関する指導・教育・訓練
高知県港湾空港建設協会	海水浴場における海水浴客に対する安全啓発活動
五台山石油会	① 安全運航に関する指導隻数
高知県遊漁船協議会	漁船 14隻 (17人)
(一財)四国船舶職員養成協会	プレジャーボート 11隻 (16人)
(NPO 法人)高知県遊漁船協議会	貨物船 35隻 (35人)
四国運輸局高知運輸支局	タンカー 4隻 (25人)
四国地方整備局	旅客船 7隻 (17人)
高知港湾・空港整備事務所	作業船 6隻 (43人)
高知県土木部港湾海岸課	その他 7隻 (7人)
高知県高知土木事務所	合計84隻 (160人)
高知海上保安部	② 企業等訪問件数 21件 (26人)
宿毛海上保安署	○安全教育関係
土佐清水海上保安署	海上安全教室 2回 (32人受講)
	海難防止講習会 4回 (108人受講)
	その他 8回 (51人受講)
	合計14回 (191人受講)

## ◆大阪湾海上交通センター

(順不同・敬称略)

団 体 名	実 施 概 要
大阪湾海上交通センター	<p>○広報活動 キャンペーン期間中、当センターの施設一般公開に合わせ、庁舎内各所にポスターを掲示し、一般施設見学者に対する啓発活動を実施した。</p> <p>○安全に関する指導・教育・訓練 企業等訪問件数                      10件</p>

【各関係団体等の活動状況写真】（順不同）

令和7年度 近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン活動状況

構 成 員

近畿地方整備局（広報活動）



近畿運輸局（安全に関する指導・広報活動）



神戸運輸監理部（広報活動）



四国運輸局（広報活動）



大阪管区気象台（広報活動）



神戸地方海難審判所  
（広報活動）



神戸地方海難審判所  
（広報活動）



運輸安全委員会事務局神戸事務所（広報活動）



水産庁瀬戸内海漁業調整事務所  
(広報活動)



全国内航タンカー海運組合 葉槽船支部  
(広報活動)



大阪湾水先区水先人会 (広報活動)



神戸旅客船協会（広報活動）



四国旅客船協会（広報活動）



日本押船土運船協会（広報活動）



日本押船土運船協会（海難防止講習会）



大阪湾広域臨海環境整備センター（本社）広報活動



大阪湾広域臨海環境整備センター（兵庫建設事務所）広報活動



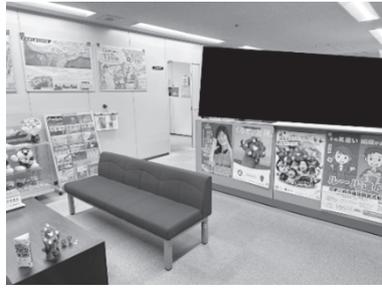
大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪建設事務所）広報活動



（株）商船三井（広報活動）



第五管区海上保安本部（広報活動）



# 大阪地区海難防止強調運動推進連絡会議

大阪府タグ事業協同組合  
(広報活動)



大阪船主会  
(広報活動)



大阪海運組合  
(広報活動)

大阪フェリー連絡会  
(広報活動)



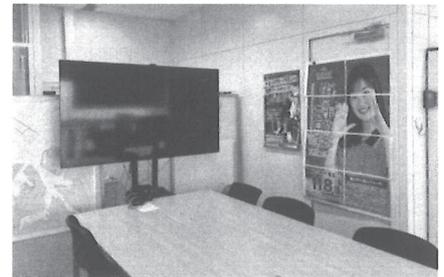
近畿海事広報協会  
(広報活動)



一般財団法人浚渫業協会  
(広報活動)



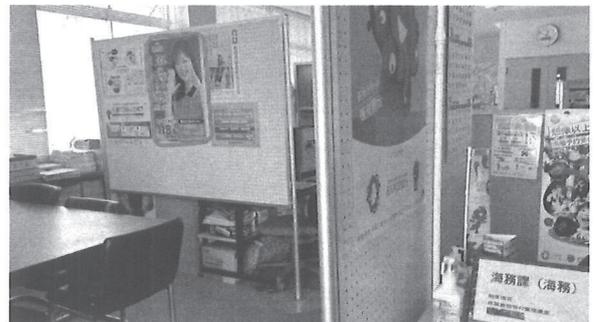
大阪港航行安全情報センター  
(広報活動)



大阪湾広域臨海環境整備センター  
(広報活動)



大阪港湾局  
(広報活動)



近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所  
(広報活動)



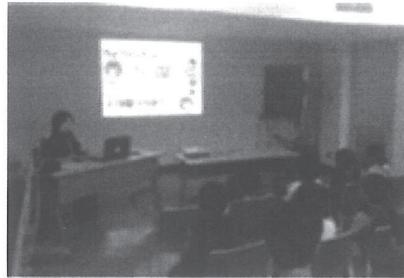
大阪海上保安監部  
(合同パトロール)



大阪海上保安監部  
(海難防止講習会)



堺海上保安署  
(海上安全教室)



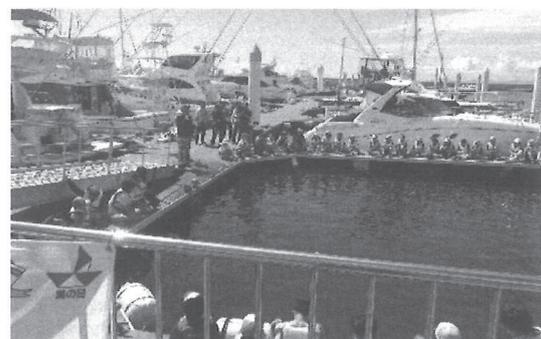
堺海上保安署  
(巡視船舶内見学)



岸和田海上保安署  
(合同パトロール)



岸和田海上保安署  
(海の日安全講習会)



関西空港海上保安航空基地  
(広報活動)



兵庫県阪神淡路地区海難防止強調運動推進連絡会議

中谷商運(株)玄関及びニッケル・エンド・ライオンズ(株)  
(広報活動)



日本沖荷役安全協会神戸支部  
(広報活動)



シンコーケミカル・ターミナル(株)神戸事業所  
(広報活動)



ENEOS(株)神戸油槽所  
(広報活動)



兵庫県漁業協同組合連合会  
(広報活動)



神戸海上保安部  
神戸港ポート天国  
(広報活動)



播磨地区海難防止強調運動推進連絡会議

住友大阪セメント(株)赤穂工場  
(広報活動)



(株)ダイセル  
(広報活動)



(株)ハマダ  
(広報活動)



ハリマ SHIPPING サービス(株)  
(広報活動)



(株)日本触媒  
(広報活動)



飾磨港振興協会 (広報活動)



日本製鉄(株)  
(広報活動)



関西小型船安全協会 (海上安全教室)



加古川土木事務所  
(広報活動)



加古川農林水産振興事務所  
(広報活動)

姫路農林水産事務所  
(広報活動)



加古川市  
(広報活動)



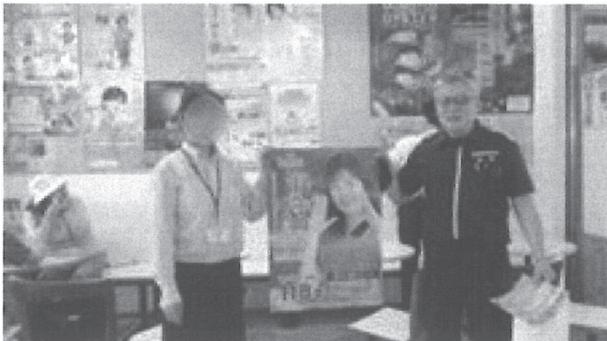
高砂市  
(広報活動)



赤穂市  
(広報活動)

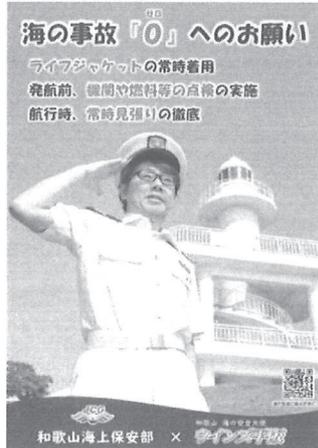


姫路海上保安部  
(広報活動・合同パトロール)



和歌山北部地区海難防止強調運動推進連絡会議

和歌山海上保安部  
(広報活動)

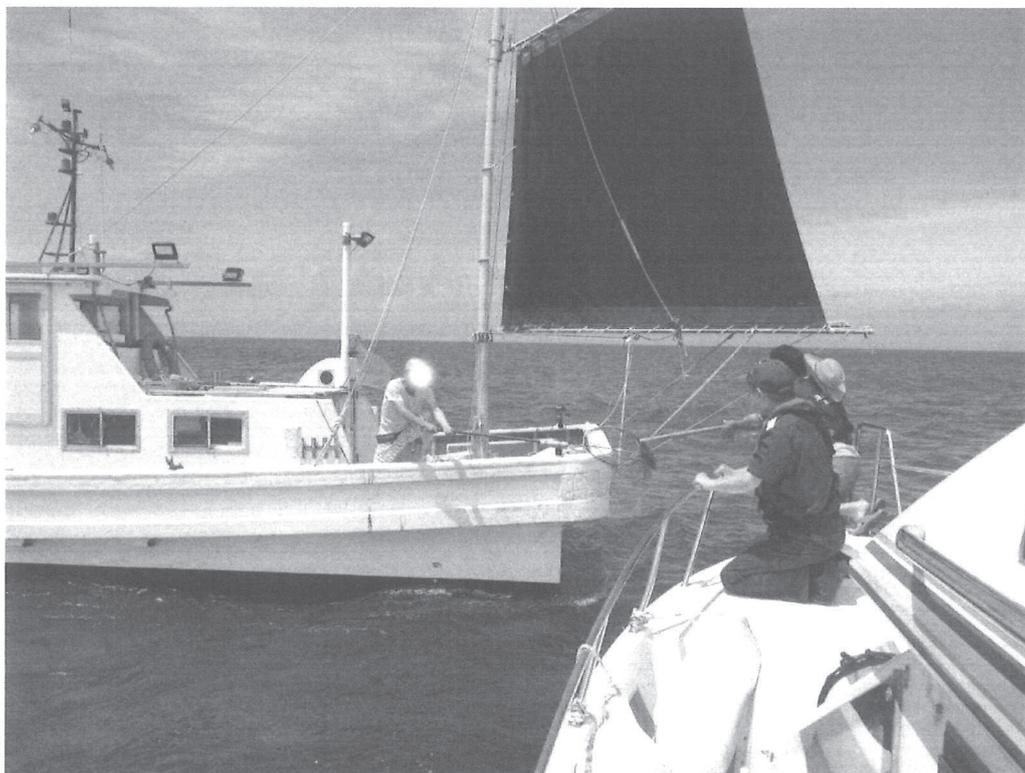


和歌山海上保安部  
(合同パトロール)



紀南地区海上安全対策協議会

田辺海上保安部  
(広報活動)



徳島地区海難防止強調運動推進連絡会議

岡田組  
(広報活動)



井上建設㈱  
(広報活動)



兼子建設㈱  
(広報活動)



五洋建設㈱徳島営業所  
(広報活動)



タチバナ工業㈱  
(広報活動)



東洋建設㈱徳島営業所  
(広報活動)



若築建設㈱徳島営業所  
(広報活動)



高原建設㈱  
(広報活動)



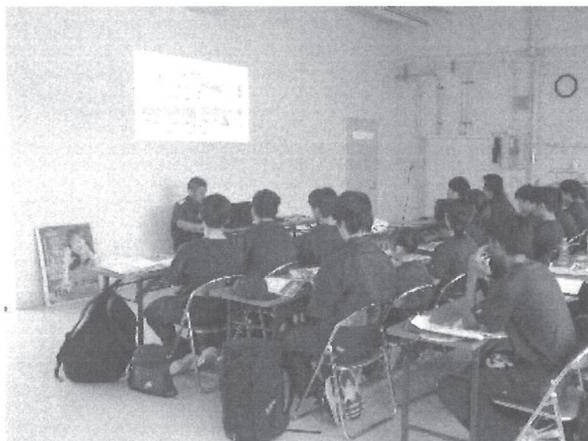
鳴門観光汽船㈱  
(広報活動)



橘港航行安全連絡会  
(広報活動)



徳島海上保安部・美波分室  
(広報活動・合同パトロール・海上安全教室)



高知地区海難防止強調運動推進連絡会議

高知県水先協会  
(広報活動)



高知県海運組合  
(広報活動)



海砂利採取協業組合  
(広報活動)



高知県漁業協同組合連合会  
(広報活動)



高知県まぐろ船主組合  
(広報活動)



高知県港湾空港建設協会  
(広報活動)



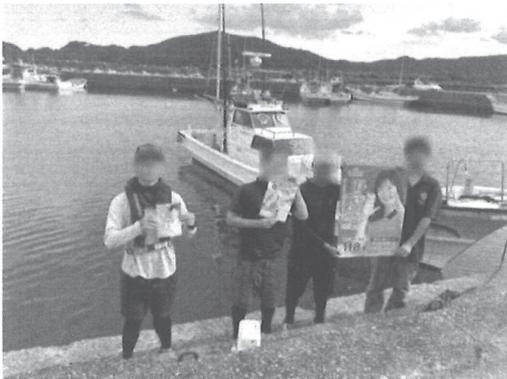
五台山石油会  
(広報活動)



(一財)四国船舶職員養成協会  
(広報活動)



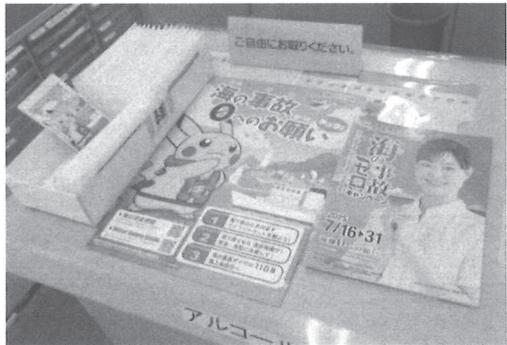
(NPO法人)高知県遊漁船協議会  
(広報活動)



四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所  
(広報活動)



四国運輸局高知運輸支局  
(広報活動)



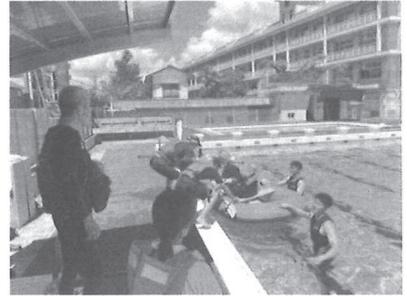
高知県土木部港湾海岸課  
(広報活動)



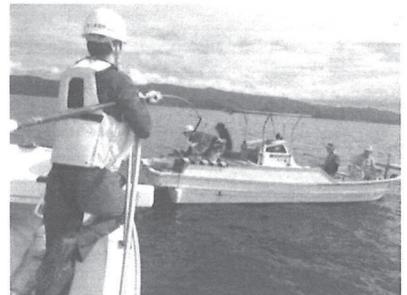
高知県高知土木事務所  
(広報活動)



高知海上保安部  
(広報活動・安全教室・訓練状況)



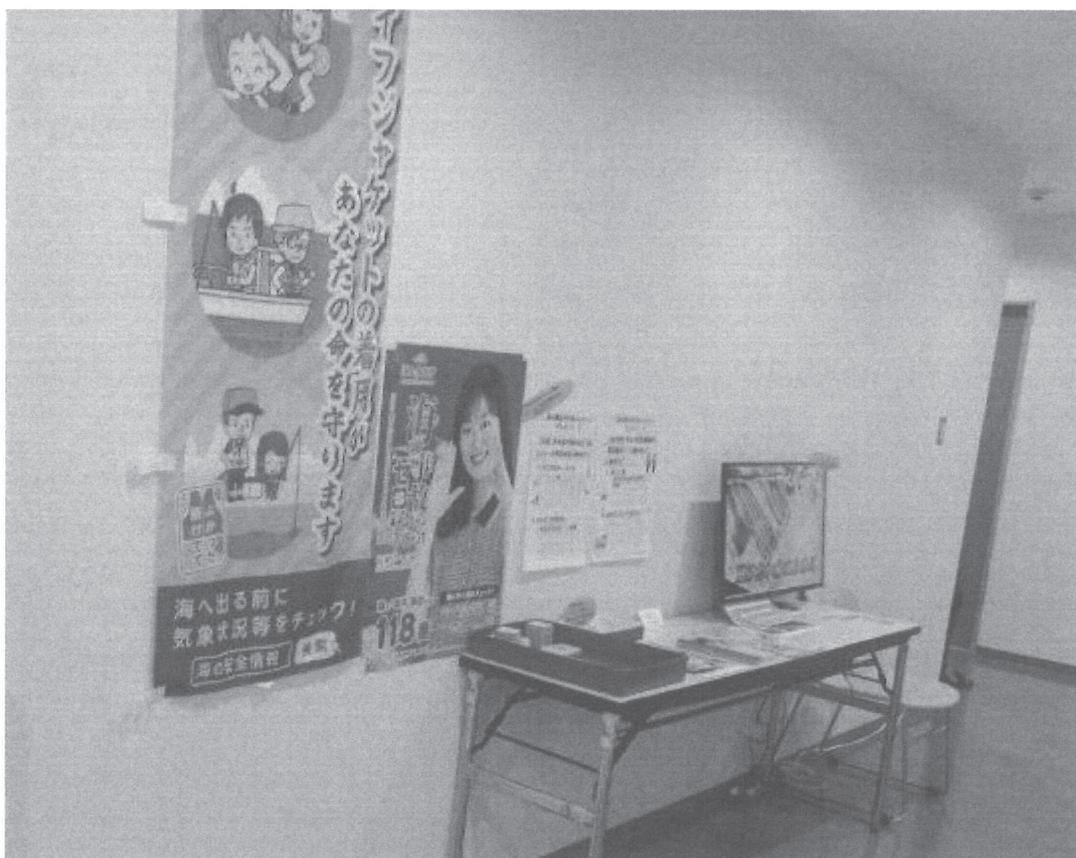
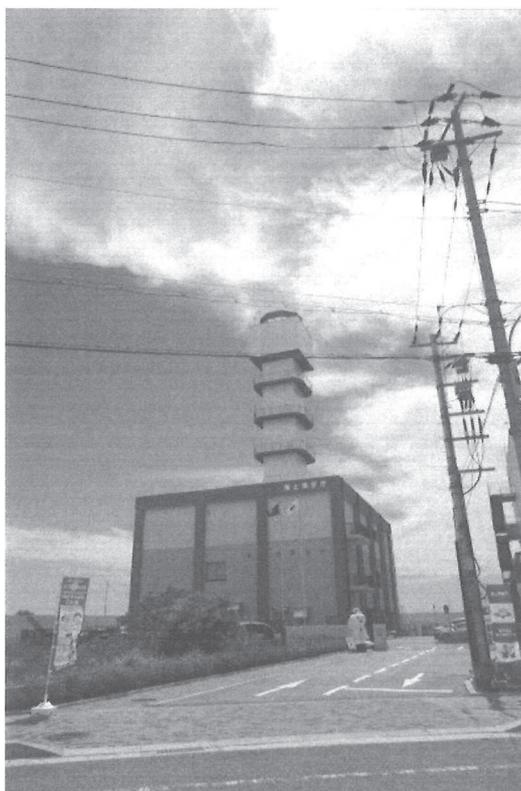
宿毛海上保安署  
(広報活動・合同パトロール)



土佐清水海上保安署  
(広報・安全啓発活動)



大阪湾海上交通センター



# 会 務 報 告

## 第120回 業務運営会議

1 日 時 令和7年7月16日(水)12:00～12:55

2 場 所 商船三井ビル 4F 会議室

3 出席者 (順不同・敬称略)                      は欠席者

議 代 表 理 事	堀 眞 琴	(公社)神戸海難防止研究会会長
業 務 執 行 理 事	奥 原 徳 男	(公社)神戸海難防止研究会専務理事
構 成 員	奥 田 成 幸	海技大学校名誉教授
〃	<span style="background-color: #cccccc;">橋 本 孝 亮</span>	内海水先区水先人会会長
〃	山 田 哲 也	大阪湾水先区水先人会会長
〃	小 林 靖 匡	日本郵船(株)関西支店長 (代理 中川 悟 支店長代理)
〃	中 村 紳 也	(一社)日本船長協会会長 (代理 太田 正紀 副会長)
〃	増 子 祐 司	(株)商船三井関西支店長 (代理 富山 茂 海上安全部部长代理)
〃	<span style="background-color: #cccccc;">岡 本 龍 太</span>	川崎汽船(株)関西支店副支店長
〃	葛 西 正 記	(株)神戸製鋼所顧問
事 務 局	宇出津 弘 昭	(公社)神戸海難防止研究会総務部長
〃	井 田 英 樹	(公社)神戸海難防止研究会事業部長

4 議 題

- (1) 業務報告等について
- (2) 常任調査研究委員の委嘱について
- (3) その他

5 資 料

席上配布

- 資料1 業務報告等
- 資料2 常任調査研究委員の委嘱について
- 資料3 朝日生命神戸京町ビル

以 上

## 第121回 業務運営会議

1 日 時 令和7年9月3日(水) 12:00～12:55

2 場 所 商船三井ビル 4F 会議室

3 出席者 (順不同・敬称略)   は欠席者

議 代 表 理 事	堀 眞 琴	(公社)神戸海難防止研究会会長
業 務 執 行 理 事	奥 原 徳 男	(公社)神戸海難防止研究会専務理事
構 成 員	奥 田 成 幸	海技大学校名誉教授
〃	橋 本 孝 亮	内海水先区水先人会会長
〃	山 田 哲 也	大阪湾水先区水先人会会長
〃	<span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; padding: 0 2px;">小 林 靖 匡</span>	日本郵船(株)関西支店長
〃	中 村 紳 也	(一社)日本船長協会会長 (代理 太田 正紀 副会長)
〃	増 子 祐 司	(株)商船三井関西支店長 (代理 富山 茂 海上安全部部长代理)
〃	岡 本 龍 太	川崎汽船(株)関西支店副支店長
〃	葛 西 正 記	(株)神戸製鋼所顧問
事 務 局	宇出津 弘 昭	(公社)神戸海難防止研究会総務部長
〃	井 田 英 樹	(公社)神戸海難防止研究会事業部長

4 議 題

(1) 業務報告等について

(2) その他

5 資 料

席上配布

資料1 業務報告等

以 上



## 第26回 洋上風力発電に関する一考

海上保安大学校名誉教授  
神戸大学リサーチフェロー  
松本宏之

日本海沿岸を北上すると、かなり遠くからでも白い巨大な風車が見える。それらは風力発電用の風車なのであるが、火力・水力・原子力による発電を補完する再生可能エネルギーの1つとして注目されている。なかでも海に風車を並べる洋上風力発電は、開発しやすい平野部での適地が減少している陸上設置に比べて大規模な開発が可能であることから、国のエネルギー安全保障政策も追い風となって全国各地で計画されているようである。一般社団法人日本風力発電協会によれば、2024年12月末時点での本格洋上風力発電は、発電所が7サイト、53基、出力が253.4MWとなっており、年々風車の発電単機容量は大きくなっているという。ちなみに出力がもっとも大きな発電所は、2024年に運転開始した石狩湾新港洋上風力発電所で、80数mのブレードを3枚もつ着床式の風車が14基設置されている。

洋上風力発電が実用化され始めたのは、2019年4月に、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」が施行された後で、この新しい法律により洋上風力発電の計画が促進されることとなった。再エネ海域利用法に基づく手続きでは、各地域からの要請を受け、準備区域、有望区域、促進区域の指定へと進んでいくが、その過程で国、都道府県、市町村、漁業団体等の利害関係者、学識経験者等から構成される協議会が設置されることとなっている。従来から一般海域の利用については、権利の優先関係や手続きが法的に未整備な部分も存在しており、先行利用者（海運や漁業者等）との調整の枠組みが不明確であるといわれているので（参照：会報第33号「海域利用調整に関する一考」）、関係者間の話し合いの場である協議会を設置して、地元調整を円滑化するシステムが必要であったと思われる。

一方、昨年新規に、和歌山県沖（東側）と和歌山県沖（西側・浮体）が準備区域（都道府県として、今後協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域）として整理された。今後は再エネ海域利用法の手続きに基づき、準備区域から有望区域、促進区域への指定へと進むものと思われる。なお洋上風力発電には着床式と浮体式があるが、設備の基礎を海底に固定する着床式は水深50mまでの海域に限定されているので、技術的な問題等はあるものの、水深が急に深くなっている海域が多いわが国では、制約のより少ない浮体式への期待が高まっている。ちなみに今年新たに準備区域として整理された5つの区域は、すべてが浮体式を採用することになっている。

さて、洋上風力発電の設置に関連して留意しなければならない事項は多々あるが、法令に明記されている主たる検討事項は何であろうか。再エネ海域管理法第8条（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定）には、その第1項で指定にあたっての6つ

の適合基準が明示されている。そのうち同項第2号では、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことがないことが、また第5号では、漁業に支障を及ぼさないこと等が規定されている。すなわち洋上風力発電設備の設置に伴う海域利用においては、港湾活動や漁業との共存共栄が大前提であり、先行利用者との調整が必須条件となっていることがわかる。

さらに海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局）によれば、まず第2号に関連して、大型船舶が頻繁に通航するような海域を避け、当該海域と適切な離隔距離が確保可能であると見込まれること、開発保全航路及び緊急確保航路の区域と重複しないこと、周辺港湾への大型の船舶の入出港に著しい支障を及ぼすものではないと見込まれること、促進区域内における発電設備の設置又は維持管理に係る船舶の通航が適切に確保できると見込まれること等を確認するよう求めている。したがって検討にあたっては、港湾などの自然環境や航行環境を明らかにし、船舶交通流の調査分析、安全性に関わるシミュレーションや評価などを通じて、当該海域の航行安全を図ることも重要であると思われる。

他方第5号に関連しては、関係漁業団体を含む協議会において、発電事業の実施による漁業への支障の有無を確認し、漁業に支障があると見込まれる場合には促進区域の指定は行わないこと、また漁業への支障の有無については、洋上風力発電によって想定される漁業への影響を考慮しつつ、併せて実施される共生策等を通じて、発電事業と漁業との共存共栄が実現可能かという観点から判断することという2つの基準が明記されている。加えて、国土交通大臣は、発電設備の設置に係る促進区域内海域の占用を許可するに当たり、選定事業者が当該設置までに協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを条件としている。

一方、エネルギー基本計画（令和7年2月）によれば、2023年度に全電源の1.1%であった風力発電量は、2040年度には4～8%程度になるというエネルギー需給見通しを示しているが、技術的な側面の課題もさることながら、地元との調整や環境影響評価などの課題もあるので、設置完了までには相当な時間を要するかもしれない。とりわけ先行利用者との調整については、各地域の特性や人的要素に起因する複雑な問題があるために容易ではないことも予想される。

前述したように漁業との調整に関しては、関係漁業団体の意向を十分に確認し、協議会を通じて発電事業の実施に向けた議論を行う状況が整っていない場合には、促進区域の指定の前提となる有望区域への整理も行わないことにするとされている。過去に開催された協議会のとりまとめには、選定事業者は漁業や地域との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的とする基金への出捐等に関する記述があり、競合する利用者間の合意形成を図る海域利用調整の1つの手法が提示されている。また当初は風車基礎部の設置で付近の魚がいなくなるのではないかと懸念されていたが、実証実験の結果、漁礁の役割があるということがわかったり、養殖施設を併設することにより漁業生産の場として活用する案が示されたり、漁業にプラスの側面も確認できているようである。まだまだ発展途上の段階にある洋上風力発電事業ではあるが、科学的思考に基づくアイデアや試みによって新たな共通認識が生まれ、互譲の精神に基づいてお互いの信頼関係が構築されるのであれば、共存共栄の海域利用調整も少しずつ前進するのではないだろうか。



○ 事務日誌抄

(R7. 7. 1～R7. 9. 30)

月日	曜日	時間	委員会名	実施場所
7. 16	(水)	1200	第120回業務運営会議	商船三井ビル会議室
7. 30	(水)	1500	第119回月例会	神戸市中央区文化センター
8. 8	(金)	1400	LNGバンカリング事業に係る航行安全対策検討調査（和歌山地区）第1回委員会	神戸駅前研修センター
9. 2	(火)	1400	大阪港新島周辺海域の新たな船舶交通環境構築に関する調査研究第1回委員会	兵庫県農業会館
9. 3	(水)	1200	第121回業務運営会議	商船三井ビル会議室
9. 25	(木)	1400	南海トラフ地震臨時情報発表時における対応状況の検証と課題に関する調査研究第1回委員会	神戸ポートオアシス
9. 29	(月)	1500	第120回月例会	神戸市中央区文化センター

## ■ 事務所移転

令和7年9月24日（水）に移転しました。



〒650-0034

神戸市中央区京町7-5-2

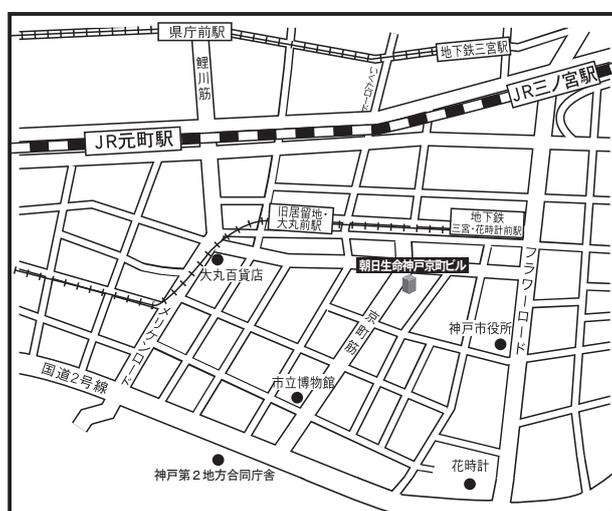
朝日生命神戸京町ビル3階

電話 (078) 332-2035

FAX (078) 332-2037

※ 電話・FAX番号は変更ございません。

## 公益社団法人 神戸海難防止研究会 所在地・略図



### 会 報

第 54 号 (令和 7 年 9 月)

発行所 公益社団法人 神戸海難防止研究会  
神戸市中央区京町75-2 (朝日生命神戸京町ビル3階)

郵便番号 650-0034  
T E L (078) 332-2035 (代)  
F A X (078) 332-2037  
U R L <http://kobe-kaibouken.or.jp>  
E-m a i l [kaibouken@kobe-kaibouken.or.jp](mailto:kaibouken@kobe-kaibouken.or.jp)